

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部
を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

教育委員会事務局の組織を改めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

文化財専門監の設置

文化財の保存・活用を推進するとともに、関係機関との連絡調整を円滑に実施するため、文化財保護課に文化財専門監（課長級・教員）を設置する。

3 施行期日

公布の日（平成 28 年 4 月 1 日）

議案第11号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(職)	(職)	
第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(6) 省略	第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(6) 省略	第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(6) 省略
(7) 省略	<u>(7)</u> 省略	(7) 省略
(8) 省略	<u>(8)</u> 省略	(8) 省略
(9) 省略	<u>(9)</u> 省略	(9) 省略
(10) 省略	<u>(10)</u> 省略	(10) 省略
(11) 省略	<u>(11)</u> 省略	(11) 省略
(12) 省略	<u>(12)</u> 省略	(12) 省略
(13) 省略	<u>(13)</u> 省略	(13) 省略
(14) 省略	<u>(14)</u> 省略	(14) 省略
(15) 省略	<u>(15)</u> 省略	(15) 省略
(16) 省略	<u>(16)</u> 省略	(15) 省略

- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略

2 前項第1号から第26号までの職は事務局職員、同項第27号から第30号までの職はその他の職員をもって充ててる。

第10条 省略

(文化財保護課に置く職員)

第10条の2 文化財保護課に文化財専門監を置く。

2 文化財専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、文化財に関して、専門的な指導及び助言を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略

2 前項第1号から第25号までの職は事務局職員、同項第26号から第29号までの職はその他の職員をもって充ててる。

第10条 省略

議案説明

教育委員会事務局の組織を改めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。